

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 常務理事（常勤）の報酬等に関する規程

平成5年3月25日制定

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（以下「本会」という。）常務理事（常勤）の報酬および費用弁償等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬ならびに費用弁償）

第2条 報酬は「練馬区退職職員の公益法人等への再就職に関する基準」に基づき算出した別表1のとおりとする。

2 常務理事（常勤）は協議会から番号法に基づく個人番号を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 職務により旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、車賃、船賃、日当、宿泊費、食卓料、支度料および旅行雑費とし、その額は別表のとおりする。

（期末・勤勉手当）

第3条 常務理事（常勤）に対しては、「練馬区退職職員の公益法人等への再就職に関する基準」に基づき算出した別表2のとおり、期末・勤勉手当を支給する。

（支給方法）

第4条 報酬、期末・勤勉手当および旅費の支給方法は、本会職員の例による。

（勤務時間その他の勤務時間）

第5条 勤務時間その他の勤務条件は、本会職員の例による。

（派遣職員の給与等）

第6条 「公益法人等への練馬区職員の派遣等に関する条例」により、練馬区から派遣された職員については、「練馬区職員の派遣に関する取決め書」に基づき、別に定める。

（委 任）

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

1. 平成16年 1月29日一部改正
2. 平成18年 7月 3日一部改正
3. 平成27年12月 7日一部改正
4. 平成28年 1月 1日一部改正
5. 平成29年 1月 1日一部改正
7. 令和 2年 3月 10日一部改正
8. 令和 3年 2月 4日一部改正
9. この規程の改正条項は、令和2年12月18日から施行する。

別表 1

役職名	報酬月額
常務理事	月額 575,520 円

別表 2 (期末・勤勉手当支給月数)

	期末手当	勤勉手当	支給月数
夏季手当	0.525 月	0.6 月	1.125 月
年末手当	0.575 月	0.6 月	1.175 月
年度末手当	0.1 月	-	0.1 月
合計	1.2 月	1.20 月	2.4 月